② 文部科学省における平成31・32年度設計・コンサルティング業務の一般競争参加資格者で業種区分が「建築関係設計・施工管理業務」として登録されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④ 経営状況が健全であること。

⑤ 不正又は不誠実な行為がないこと。

⑥ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

⑦ 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑧ 参加表明書の提出期限の日から技術提案書の特定の日までに、文部科学省から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成18年１月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

⑨ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして，文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑩ 同種又は類似業務の実績を有すること。また、配置予定技術者（総括（管理）技術者、担当主任技術者（意匠・構造・電気設備・機械設備）各１名）について、個々に同種又は類似業務の実績を有すること。詳細は、参加表明書作成要領を参照すること。

⑪ 一級建築士の資格を有する総括（管理）技術者を当該業務に配置できること。なお、配置する総括（管理）技術者は、参加表明書提出時点において建築士法第22条の２に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること。（ただし、建築士法施工規則第17条の37第１項１一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）

⑵ 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準

① 担当予定技術者の能力　資格及び経験、同種又は類似業務の実績

② 技術提案書の提出者の能力　技術者数、技術力、同種又は類似業務の実績、ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

⑶ 技術提案書を特定するための評価基準

① 担当予定技術者の能力　資格及び経験、同種又は類似業務の実績

② 技術提案書の提出者の能力　技術者数、技術力、同種又は類似業務の実績、ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

③ 業務の実施方針　業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性、業務に対する取組意欲

④ 課題についての提案　提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性

課題１　環境負荷低減について

課題２　イニシャルコストの縮減に有効な建築計画・設備計画について

課題３　産官学連携の発展に資する共創的スペースについて

3　手続等

⑴ 担当部局　〒582―8582 大阪府柏原市旭ヶ丘４－698－１　国立大学法人大阪教育大学総務部施設課企画係　電話072―978―3333

⑵ 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間　令和３年１月21日から令和３年２月１日まで。

交付場所　大阪教育大学工事入札情報ホームページ（https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/sisetsu/shisetsu.html）よりダウンロードすること。

⑶ 参加表明書の提出期限、場所及び方法

提出期限　令和３年２月１日16時00分

提出場所　記⑴に同じ。

提出方法　持参又は郵送（書留郵便等配達の記録が残る方法に限る。上記期間内必着）すること。

⑷ 技術提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限　令和３年３月23日16時00分

提出場所　記⑴に同じ

提出方法　持参又は郵送（書留郵便等配達の記録が残る方法に限る。上記期間内必着）すること。

4　その他

⑴ 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵ 契約保証金　納付

⑶ 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は、無効とする。

⑷ 手続における交渉の有無　無

⑸ 契約書作成の要否　要

⑹ 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　有（大阪教育大学（天王寺）合築施設（仮称）新営実施設計業務）

本業務は、上記随意契約予定の大阪教育大学（天王寺）合築施設（仮称）新営実施設計業務の予定業務量を含めた業務量をもって公募型の手続とするものである。

⑺ 関連情報を入手するための照会窓口　記３⑴に同じ。

⑻ 技術提案書のヒアリングを実施する。

⑼ 記２⑴②に掲げる資格を満たしていない者も記３⑶により参加表明書を提出することができるが、記３⑷の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。

⑽ 詳細は説明書による。

5　Summary

⑴ Classification of the services to be procured : 42

⑵ Subject matter of the contract : Preliminary Design Work of “Joint facility of Osaka Kyoiku University and Osaka city”.

⑶ Time-limit to express interests : 4 : 00 P.M. 1, February, 2021

⑷ Time-limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 23, March, 2021

⑸ Contact point for documentation relating to the proposal : Facilities Division, Osaka Kyoiku University, 4―698―1 Asahigaoka Kashiwara-shi, Osaka 582―8582 Japan. TEL 072―978―3333

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和３年１月21日

国立大学法人小樽商科大学
事務局長　小嶋　　稔

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　01

○第１号

1　調達内容

⑴ 品目分類番号　15

⑵ 導入計画物品及び数量　キャンパスネットワークシステム　一式

⑶ 調達方法　購入等

⑷ 導入予定時期　令和３年度１月以降

⑸ 調達に必要とされる基本的な要求要件

A　本学ネットワークのセンターコアと各建屋等に設置されている基幹スイッチによるネットワーク全てを構築すること。

B　3,000人のユーザ数による利用に対応すること。

C　学外へ10Gbps、学内拠点間は10Gbpsで通信可能な容量を備えること。

D　学内140カ所以上にアクセスポイントを設置し、無線LAN環境を構築すること。

E　学外との通信における十分なセキュリティが確保され、相応のウイルスチェック処理能力を備えること。また、その監視機能を備えること。

F　認証機構を備え、利用者、利用形態についてネットワーク的に分離可能な機能を備えること。

G　学内サーバの認証機構を統一化するためのセキュアな通信機構を備えること。

H　多要素認証に対応したセキュアなVPN機能を備えること。

I　ネットワーク運用に必要なDNSおよびDHCP等のサービスを提供すること。

J　冗長化が施され可用性が確保されていること。

K　スイッチおよびサーバの監視機能を実装すること。

L　接続クライアントおよび利用者の監視機能を実装すること。

M　運用管理の一元化に対応すること。

N　システム全体で省電力化ならびに省スペース、低騒音化を実現すること。

O　障害ならびに運用変更に迅速に対応する十分な保守・サービス体制をとること。